

一般財団法人宮城県建築住宅センター
みやすまポイントサービス規約

(目的)

第1条 本規約は、一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、センターの建築確認申請業務を利用する設計事務所等の方々に対してポイントサービス（以下「本サービス」という。）を提供するにあたりその諸条件を定める。

(用語の定義)

第2条 本規約における主な用語は、以下のとおりとする。

- (1) 「建築確認申請業務」とは、確認審査の申請とする。（検査業務等除く）
- (2) 「設計事務所等」とは、建築確認申請を行う事業所又は、代行する事業所とする。
- (3) 「みやぎ住まいの倶楽部」とは、宮城県内に事業所を有する、もしくは宮城県内で事業を行う住宅関連事業者等をもって構成する会とする。
- (4) 「メディア」とは、一般財団法人建築行政情報センターが提供する確認申請ソフト「新・申プロ」を使用したCD-R又はUSB等記憶媒体をいう。
- (5) 「電子申請」とは、行政手続きオンライン化法第3条に規定する申請等をいう。

(会員登録等)

第3条 本サービスは、センターがみやすまポイントサービス会員（以下「会員」という。）の登録を行い、みやすまポイントサービスカード（以下「ポイントカード」という。）を交付した会員に提供する。なお、本サービスに登録した会員は、併せて「みやぎ住まいの倶楽部」に入会したものとす。

2 ポイント会員登録の申請は、本規約及び「みやぎ住まいの倶楽部」の規約に同意したうえで、ポイントサービス会員登録申請書により行うものとする。

3 会員登録は、事業所単位とし、個人名の登録はできないものとする。

(ポイントの提供)

第4条 センターは、会員が建築確認申請業務を行った場合に、申請時の条件により申請手数料1,000円につき次のポイントを付与する。

- (1) 書面による申請
 - (イ) 営業時間内の申請 …… 5ポイント
 - (ロ) 午前中の申請 …… 10ポイント
- (2) 書面に加え、メディア添付による申請
 - (イ) 営業時間内の申請 …… 15ポイント
 - (ロ) 午前中の申請 …… 30ポイント
- (3) 電子申請 …… 50ポイント

(ポイントの管理)

第5条 センターは、会員が獲得したポイント数、会員が使用したポイント数及びポイント数の残高を、センターにあるポイントカードリーダーにより管理する。

2 センターは、会員がポイントカードを破損または紛失した場合は、ポイントサービスカ

ード再発行申請書によりポイントカードを再発行するものとする。この場合のポイント保有残高は、ポイントカードリーダーに保存されたデータによるものとする。

(ポイントの合算)

第6条 会員は、保有するポイントを他の会員に譲渡したり、他の会員のポイントと合算したりすることはできないものとする。

2 一会員が複数枚のポイントカードを保有している場合、会員はそれぞれのポイントカードにおいて保有するポイントを合算して使用することができるものとする。

(ポイントの取り消し・有効期限)

第7条 センターがポイントを付与した後に、当該申請について手数料の返還が生じた場合、その他センターがポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由が生じた場合、当該申請により付与したポイントを取り消すことができるものとする。

2 ポイントの有効期限は、最終のポイントの付与を受けた日から2年間とする。

3 センターは、取り消しまたは有効期限の経過したポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負わないものとする。

(ポイントの使用)

第8条 会員は、保有する3,000ポイントを額面3,000円相当の報償品と交換することができる。ただし、いかなる場合でも獲得したポイントを換金することはできない。

2 前項によるポイントの交換は、会員本人がポイントサービス報償品請求書により行うものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、会員の地位を喪失した場合には、本サービスを利用する権利を失うものとする。

(本サービスの変更)

第10条 センターは、会員に事前に通知することなく、本規約、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更を行うことができるものとし、会員はこれをあらかじめ承諾するものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 センターが別に定める個人情報保護規定により取り扱うものとする。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年1月1日から施行する。